

各団体の労働安全衛生御担当者様

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課



「有害物ばく露作業報告対象物(平成 31 年対象・平成 32 年報告)」に係る
通達の送付について

お世話になっております。

さて、平成 30 年 12 月 28 日付けで有害物ばく露作業報告の対象となる物質が告示され、これに関する通達を
発出しましたので、関係会員又は関係事業場等への周知をよろしくお願いいたします。

なお、パンフレットの電子媒体については下記のアドレスに掲載する予定としておりますので、あわせてご承
知おきください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/>

厚生労働省トップ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準
> 安全・衛生 > 職場における化学物質対策について > 化学物質対策について
> 有害物ばく露作業報告について(報告対象の物質を取り扱う事業者の方へ)

<送付内訳>

- 平成 30 年 12 月 28 日付け基安発 1228 第 1 号

有害物ばく露作業報告対象物(平成 31 年対象・平成 32 年報告)について

<当該通達の厚生労働省 HP への掲載>

都道府県労働局長あて通達(平成 30 年 12 月 28 日付け基発 1228 第 4 号及び平成 30 年 12 月 28 日付
け基安発 1228 第 2 号)を厚生労働省 HP に掲載しておりますので、ご活用ください。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

厚生労働省トップ > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等

> 厚生労働省法令等データベースサービス > 登載準備中の通知 > 労働基準局

ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課化学物質評価室 有村

TEL 03-5253-1111(内線5512)

FAX 03-3502-1598(安全衛生部FAX)

基 安 発 1228 第 1 号
平成 30 年 12 月 28 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

有害物ばく露作業報告対象物（平成 31 年対象・平成 32 年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 95 条の 6 の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成 18 年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号。以下「告示」という。）により定められていますが、本日、告示の一部が改正され、下記のとおり平成 31 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、本制度が円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

記

1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第 95 条の 6 の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させた

ときは、事業場ごとに安衛則様式第 21 号の 7 の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量 (重量%)
2 4 3	アスファルト	0.1%未満
2 4 4	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	0.1%未満
2 4 5	オルトクレゾール	0.1%未満
2 4 6	シクロヘキサノン	0.1%未満
2 4 7	1, 1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	0.1%未満
2 4 8	フルフラール	0.1%未満
2 4 9	メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）	0.1%未満

3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、平成 31 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が 500 キログラム以上になったときは、平成 32 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。